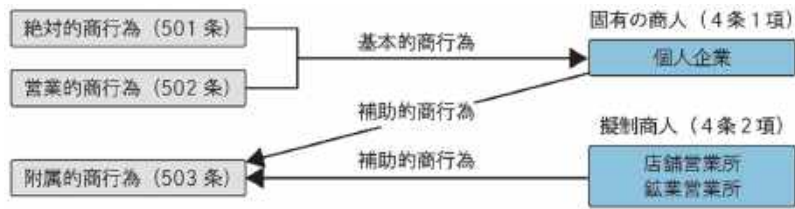


1 商人・商行為概念

1 商人

固有の商人	「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう（4条1項）
擬制商人	店舗その他これに類似する設備によって物品の販売をすることを業とする者、または鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、商人とみなす（4条2項）

2 商行為概念



(1) 絶対的商行為（501条）

「絶対的商行為」とは、商行為のうち、行為自体の客観的性質によって商行為とされるものをいう。

種類	内容	具体例
①投機売買 ^{※1} 及びその 実行行為	動産や不動産、有価証券を将来有利に転売する 意思で、これらを有 償取得する行為及び取 得した物を実際に譲渡 する行為	製造業者が有償 で製品の原材料 や部品を取得す る行為、及び完 成させた製品を 販売する行為 （大判昭 4.9.28）
②投機売却 ^{※2} 及びその 実行行為	将来他から有利に有償 取得した物をもって履 行する意思で、あらか じめ動産又は有価証券 について有償の供給契 約をすること、及びそ の物の有償取得行為	まず買主を見つ けて高く売って おき、それから 目的物を売った 値段より安く買 う行為
③取引所 ^{※3} においてす る取引	取引所において行われ る取引行為	—
④手形その他商業証券 ^{※4} に関する行為	手形等の商業証券に関 する証券上の行為	—

- ※1 投機売買…安く買って、高く売ること
- ※2 投機売却…先物として高く売っておいて後から買い入れ、その差額を取得する行為
- ※3 取引所…代替性ある動産または有価証券について、一定時期に一定の場所で一定の方式に従って大量的に取引がなされる場所のこと
- ※4 商業証券…広く商取引の対象となる有価証券のこと（例：手形や小切手等の支払証券、船荷証券や倉荷証券等の物品証券）

(2) 営業的商行為（502条）

「営業的商行為」とは、商行為のうち、営利の目的で反復継続して行うことにより、初めて商行為となるものをいう。

種類		内容	具体例
①投機貸借及びその実行行為		他に賃貸する意思で動産又は不動産を有償取得や賃借りする行為、及び有償取得又は賃借りした物を他に賃貸する行為	レンタルビデオ業、レンタカー業、貸衣装業、不動産賃貸業
②他人のためにする製造・加工に関する行為		他人の計算において製造・加工を有償で引き受ける行為	精米業（大判昭18.7.12）、染め物業（大判大5.6.7）
③電気・ガスの供給に関する行為		電気・ガスを継続的に供給する行為	電力会社、ガス会社
④運送に関する行為		人又は物を場所的に移動させる行為	運送営業(569条以下)
⑤作業・労務の請負	作業	道路や鉄道の建設、船舶の修繕のような工事を請け負う契約	土建業、建設業
	労務	労働力の供給を請け負う契約	労働者派遣事業